

基礎研 レポート

若者たちの悲鳴

— 韓国における教育事情と若者雇用を取り巻く現状と対策—

生活研究部 研究員 金 明中
(03)3512-1825 kim@nli-research.co.jp

1—はじめに

若者は国の未来だと言われているが、韓国社会において若者を取り巻く環境はあまりにも厳しい。世界一厳しいと言われる受験戦争を終え、大学に進学しても理想の仕事を見つけることが難しく、多くの若者が失業状態に置かれていたり、パートやアルバイト等の非正規労働者として社会に向かって足を踏み出している。

韓国の統計庁（2014）¹によると15～29歳の若年層失業者は33.1万人で、失業率は3年ぶりに8%を超えた。また、非正規労働者として労働市場に参加している若者の割合も雇用者の3割（2012年33.8%）を越えている。大学進学率が上昇し、若者の多くが海外への留学経験があるなど外見上は学歴水準が上昇しているように見える韓国社会でなぜ若者の多くが失業状態にあり、非正規雇用などの不安定雇用が拡大しているだろうか。

2—韓国における教育事情

1 | 韓国における受験事情²

韓国における若者の厳しい状況をより理解してもらうために韓国の教育事情から紹介したい。韓国では毎年11月に日本のセンター試験に当たる「大学修学能力試験（以下、「修能」）」が行われる（2014年の修能は11月7日に行われた）。韓国における受験事情は日本と異なり、大学への入学を希望する受験生は、全員この「修能」という難関を突破しなければならない。日本の場合は中学校や高校の受験があり、大学の付属校に入った場合、大学受験なしでそのままエスカレーターで大学まで上がるケースや、高校の推薦により大学に進学するケース等大学に行くための選択肢がいくつかに分かれているが、韓国の場合は、大学に進学するためにはこの「修能」という関門を通るのが基本になっている。つまり、「修能」は大学に入学するための一発勝負であり、「修能」の出来次第で希望する大学に行けるかどうかはほぼ決まると言っても過言ではない。「修能」前日には受験生に縁起のいいと言われている飴やお餅のような合格祈願のグッズが飛ぶように売れ、「修能」当日には試験に遅れた受験生が警察のパトロールカーや白バイによって

¹ 統計庁（2014）「2013年12月及び年間雇用動向」

² 金 明中（2012）「韓国の歪んだ教育ブーム 中流階層は崩壊の危機」『週刊エコノミスト』から一部引用。

試験場に運ばれる。また、マスコミには「修能」の一日の様子や試験問題の難易度等が頻繁に報道される。まさに「修能」は国を挙げての一大行事である。

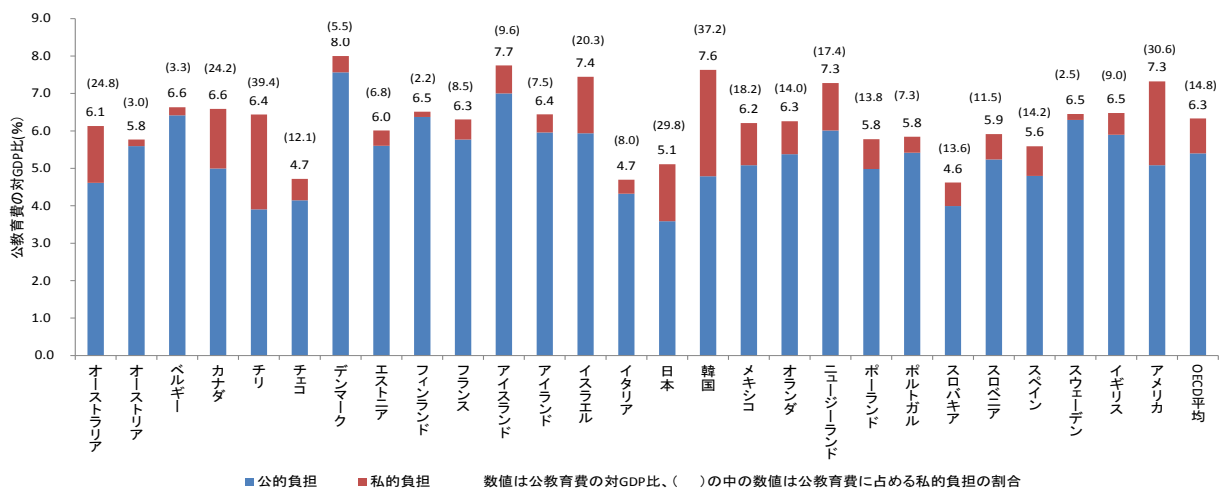
韓国における教育事情をもう少し補足すると、韓国では一部の地域や特殊目的校³を除いて高校まで平準化教育が実施されており、無試験で中学校や高校に入学するシステムになっている。高校平準化制度は高校入試制度の改革を中心とするもので、中学生が学群別に高校を志願し、抽選で学生を各学群内の公立あるいは私立の高校に配分する方式である。授業料は特殊目的校や自律型私立学校⁴という一部の高校を除けば、学校が独自に決めることが出来ず、地方自治体の決定に従うようになっている。過去には、韓国でも日本のような中学・高校受験制度が実施されていたが、入試の準備に重点を置くあまり教育課程が正常に実施されないようになったことや、激しい入試競争が社会的問題として取り上げられるようになり、1968年には中学校無試験入学制度が、1973年には高校平準化制度が発表されることになった。従ってそれ以後、大学受験だけが唯一の受験となり、特に富裕層を中心とし、大学受験のための私教育が広がった。

教育熱が高くなり私教育への依存度が段々高まることを懸念した韓国政府は、行き過ぎた私教育(学校外の塾、家庭教師など)への依存を解消するために「教育正常化及び過熱私教育解消対策」を発表し、1980年8月1日から私教育の全面禁止という大々的な教育改革(7.30教育改革)を断行した。その後、民主化運動が展開される中で、私教育禁止措置は漸進的に緩和され、1989年以降、私教育禁止措置は全面解除されることになった。私教育が全面的に許容されることにより、大学受験を中心とした私教育は段階的に拡大され、現在は家計の過剰な私教育費の支出や学歴インフレが社会的問題として浮上している。

2 | 高い教育熱とエデュピアの増加

もともと、韓国の場合は小中高校生がいる世帯の公教育費に対する家計の負担率が高いので、私教育費の増加は家計においてさらなる負担になっている。

図 1 公教育費の対 GDP 比や私的負担の割合



出所：OECD (2013) *Education at a glance*

³ 外国語・理科系・芸術系等の特定分野に重点を置いた高校。

⁴ 教育課程・学事運営等を自律的に行なうことを認められている高校。

図 1 は、最近 OECD⁵が発表した公教育費の対 GDP 比を示している。韓国における公教育費の対 GDP 比は、7.6%で、OECD 平均 6.3%より高い（日本は 5.1%）。さらに、全教育費に占める私的負担の割合は、37.2%で OECD 平均 14.8 を大きく上回っており、韓国より高い国はチリ（39.4%）しかない（日本は 29.8%）。

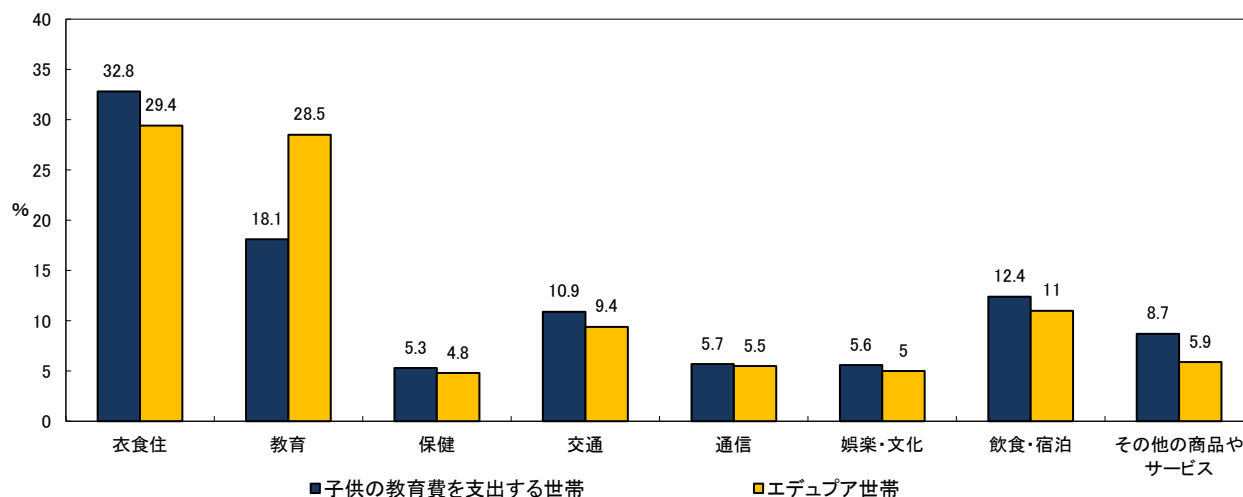
韓国社会に根強く残っている学歴重視は教育費の負担を増加させ、中流層の崩壊やエデュプア（教育貧困層）の増加にも繋がっている。韓国統計庁の私教育費に関する調査結果⁶によると、世帯の教育費支出額（名目）は、過去 20 年間 6 倍も増加している。特に、同期間における教育費の増加は所得の増加を上回り、消費支出に占める割合も 1990 年の 8.3%から 2011 年には 12.6%まで上昇した。

韓国の民間シンクタンクである現代経済研究院は、「負債があり、家計が赤字の状態にも係らず平均より多い教育費の支出により貧困な状態で生活する世帯」をエデュプアとして定義し、教育支出がある世帯（632.6 万世帯）のうち、エデュプアの占める割合は 13%（82.4 万世帯）に達すると推計した。

エデュプアの特徴は、所得に対する教育費の支出が大きいことである。子どもの教育費を支出する世帯は、平均月 433.4 万ウォンを稼ぎ、366.8 万ウォンを支出しており、66.7 万ウォンの黒字を出している。一方、エデュプアは月 313 万ウォンを稼ぎ、381.5 万ウォンを支出することにより 68.5 万ウォンの赤字を出している。この赤字の大きな原因は子供の教育費である。子どもの教育費として平均世帯は消費支出の 18.1%である 51.2 万ウォンを支出していることに比べて、エデュプアは消費支出の 28.5%に該当する 86.8 万ウォンも支出している。当然、エデュプアは教育費以外の消費支出を最大限抑制しているのであるが、それでも赤字となってしまうのである⁷。

図 2 は、子供の教育費を支出する世帯とエデュプア世帯における消費項目別支出の割合を示しており、エデュプア世帯の教育支出がかなり高い水準であることが分かる。

図 2 子供の教育費を支出する世帯とエデュプア世帯における消費項目別支出の割合



出所：現代経済研究院(2012)「持続可能成長のための経済週評：Weekly Economic Review」通巻第 502 号

⁵ OECD(2013) *Education at a glance*

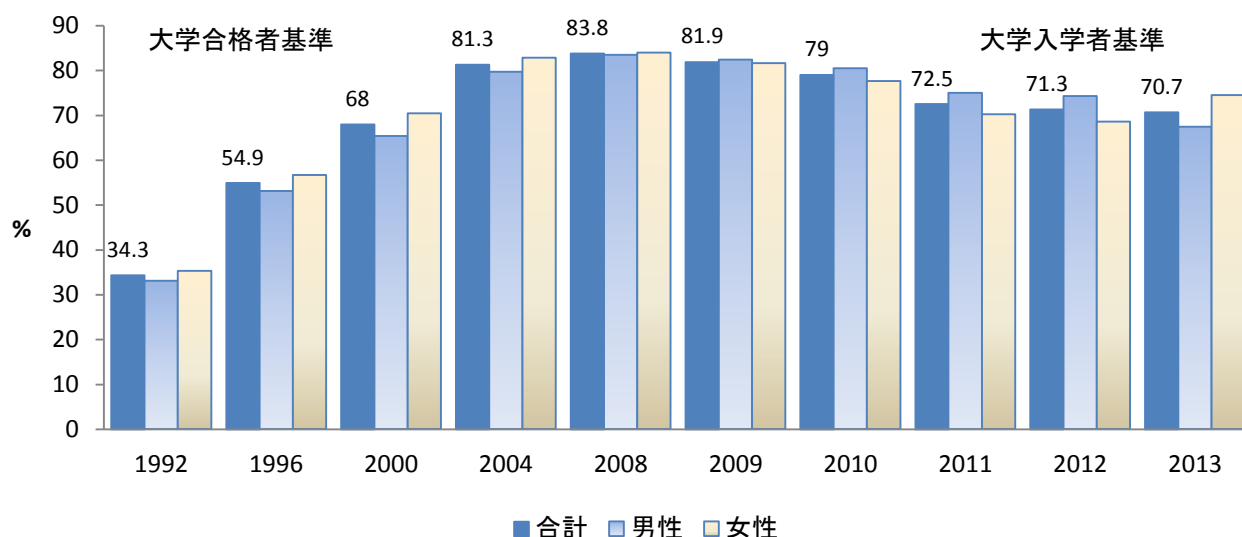
⁶ 統計庁 (2012) 「2011 私教育費調査結果」

⁷ 金 明中 (2012) 「[ハネムーンプア、エデュプア、そしてハウズプア、その次は？— 終わらない貧困の連鎖 —](#)」 研究員の眼、2012 年 10 月 31 日から一部引用。

3 | 高い大学進学率

また、過剰な教育熱やそれと伴う私教育費の増加は大学進学率の上昇に影響を与えた。韓国における大学進学率は、2008年に83.8%で頂点に到達してから低下傾向にあり、2011年には72.5%まで急速に低下した。大学進学率が大きく低下した理由は2010年までに大学合格者を基準にした大学進学率の計算基準が2011年からは実際の入学者に変わったからである(図3)。2013年現在の大学進学率は70.7%まで低下しているが、まだOECD加盟国の平均62%(2012年)よりは高い水準である⁸。問題は大学が社会生活の第一歩であるという認識が普遍化されていることである。将来の夢が大学の専攻とはまったく関係がなくても、将来何が起きるか分からないので、まるで保険に加入するように大学に進学し保険料の代わりに高い授業料を払っている。また、大卒者が多数を占めている社会的構造の中で大学を出ないと仲間の輪に入れず、孤立しやすいことや大卒者と高卒者の間に存在する賃金格差なども、大学進学率を高める要因になっている。

図3 大学進学率の推移



注) 2010年までは大学合格者基準、2011年からは大学登録者基準

出所: 韓国教育開発院「教育統計分析資料集」より筆者作成

4 | 若者の多くはスペック(SPEC)作りに熱心、でもミスマッチが発生

大学に進学した若者の多くは就職活動でより有利な立場になるために、在学中に就職の役に立ちそうなスペック積みに熱中である。スペック(SPEC)とは、Specificationの略語で、就職活動をする際に要求される大学の成績、海外語学研修、インターン勤務の経験、ボランティア活動、各種資格、TOEFLなど公認の語学能力証明などを意味する。数年前までには大学名、大学成績、TOEIC成績、海外への語学研修経験、資格証といういわゆる5大スペックが就職するための必修条件であったが、

⁸ 韓国において大学進学率が上昇したもう一つの理由として、1996年以降、大学の設立基準が予告制(一定規模の学生を確保することが条件になっている)から大学設立準則主義(土地、教師、寮、実験施設等大学設立基準を大きく縮小しこれをクリアすると設立を認可する仕組み)に変わったことが挙げられる。

最近は既存の 5 大スペックにボランティア活動、インターンシップの経験、受賞経歴が加わった 8 大スペックが基本になっているという。

就活中の学生はスペックをきちんと揃えると、就職に有利であると考えているが、実際に企業が求める人材は華麗なスペック (SPECification) より誠実性 (Sincerity)、専門性 (Professionalism)、実務能力 (Executive ability)、創意性 (Creativity) というスペック (S.P.E.C) を重視しており、労働力の供給側と需要側の間に温度差が発生している。

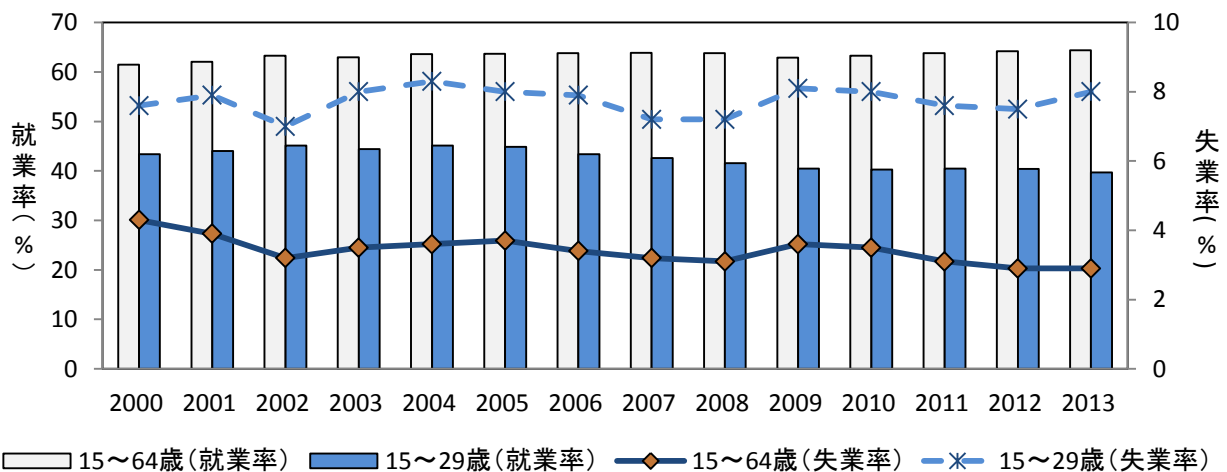
このような温度差は就職率からも確認できる。韓国における 4 年制大卒者の就職率は 55.6% (2013 年) で、およそ大卒者 2 人のうち 1 人は就職ができないという状況に追い込まれている。大卒者の労働市場は供給過剰状態であり、さらに大卒者が就職を希望する企業や職種、そして地域には偏りがあり、そのため雇用のミスマッチが生じている。

3—最近の若者の雇用状況

1 | 若者の就業率や失業率

グローバル金融危機以後、韓国の労働市場は全体的に改善され、就業者数は増加しているが、若者 (15 歳～29 歳) の雇用事情は相変わらず不振な状況である。韓国における 15～64 歳の就業率は 2000 年の 61.5% から 2013 年には 64.4% まで上昇しているが、15～29 歳年齢階層の就業率は 43.4% から 39.7% に低下している。また、同期間の失業率は 15 歳～64 歳が 4.3% から 2.9% に 1.4% ポイント低下していることに比べて、15～29 歳年齢階層の失業率は 7.6% から 8.0% に 0.4% ポイント上昇した (図 4)。

図 4 生産年齢人口と若者 (15～29 歳) における就業率と失業率の動向



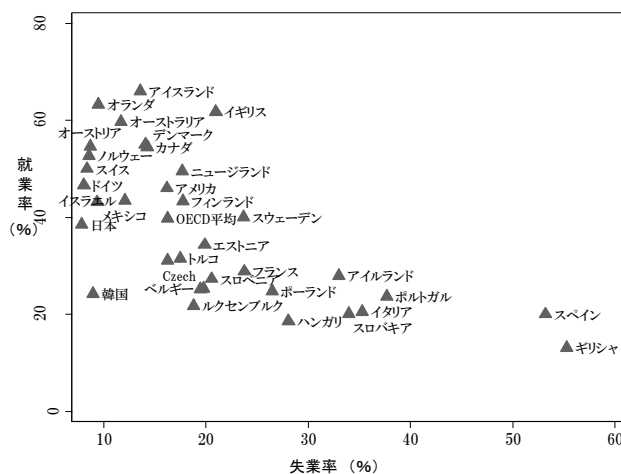
出所：統計庁「経済活動人口調査」各年度より筆者作成

では、韓国の若者の就業率や失業率は他の国と比べてどのような水準であるだろうか。OECD のデータ⁹は、15～24 歳を若者に分類しており、2012 年における韓国の若者の就業率は 24.2% で OECD 平均

⁹ OECD (2013) *Employment Outlook 2013*

39.7%を大きく下回っている。これは若者の就業率が最も高いアイスランド（66.0%）の半分以下の水準であり、OECD加盟国のうち、韓国より就業率が低い国はギリシャ（13.1%）、ハンガリー（18.6%）、スペイン（20.0%）、スロバキア（20.1%）、イタリア（20.5%）、ルクセンブルク（21.7%）、ポルトガル（23.6%）程度である（図5）。また、韓国における若者（15～24歳）の就業者数は継続的に減少傾向にあり、2013年の379.3万人は統計を推計してから最も少ない数値である。

図5 OECD主要国における若者（15～24歳）の就業率と失業率の動向



出所：OECD（2013）OECD Employment Outlook より筆者作成

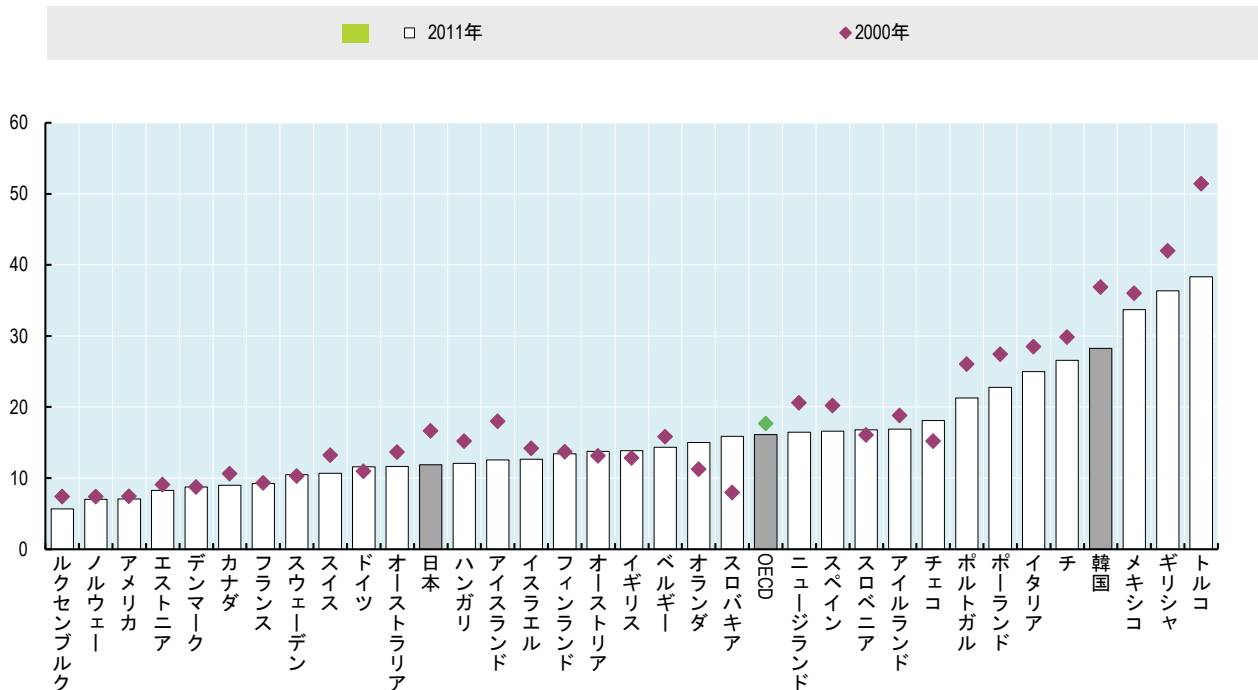
次に失業率はどうか。2012年における韓国の若者（15～24歳）の失業率は9.0%で、OECD平均16.3%より低く、韓国より低い国は日本（7.9%）、ドイツ（8.1%）、スイス（8.4%）、ノルウェー（8.6%）、オーストリア（8.7%）のみである。図5をみると、就業率が高い国では失業率が低いという負の相関が見られるが、なぜ韓国は就業率が低いのに失業率も低いだろうか。韓国における若者の失業率が他の国と比べて相対的に低い理由としては①15歳以上人口に占める非労働力人口の割合が高いこと、②自営業者の割合が高いこと、③非正規労働者の割合が高いことが考えられる。

15歳以上人口は、労働力人口と非労働力人口に区分することができるが、ここで言う労働力人口とは、労働に適する15歳以上の人口のうち、労働力調査期間である一週間に、収入を伴う仕事に多少でも従事した「就業者」（休業者を含む）と、求職中であった「完全失業者」の合計を指す。一方、非労働力人口とは、労働力人口以外の者で、職場からリタイアした高齢者、職探しをあきらめた人、働きに出ない、あるいは出られない専業主婦や学生などが含まれる。上記の定義を基準とした2010年時点の韓国における非労働力人口の割合は34.2%で、OECD加盟国の平均29.3%を大きく上回っている（日本26.0%）。男女別には男性が22.9%で、OECD加盟国の平均20.3%より2.6%ポイント高いことに比べて、女性は45.5%でOECD加盟国の平均38.2%を7.3%ポイントも上回っており、韓国では女性の非労働力人口の問題がより大きいことが分かる。また、若年層の非労働力人口の割合が高いことも韓国の労働市場の一つの特徴である。若年層の非労働力人口の割合が高い理由としては大学や大学院への進学率が高いことや男性に義務化している徴兵制度が考えられる。

韓国の失業率が低い2番目の理由として考えられるのが高い自営業者の割合である。2011年韓国の

自営業者の割合は28.3%で、2000年の36.7%から大きく減少しているが、OECD平均16.1%と比べるとまだかなり高いことが分かる（図6）。特に、自営業者の相当数は給料をもらっていない無給の家族従業者であるが、彼らの多数が就業者あるいは非労働力人口としてカウントされ、失業率を下げる要因になっている。

図6 OECD加盟国における自営業者の割合



出所： OECD (2012) *OECD Factbook 2013: Economic, Environmental and Social Statistics*

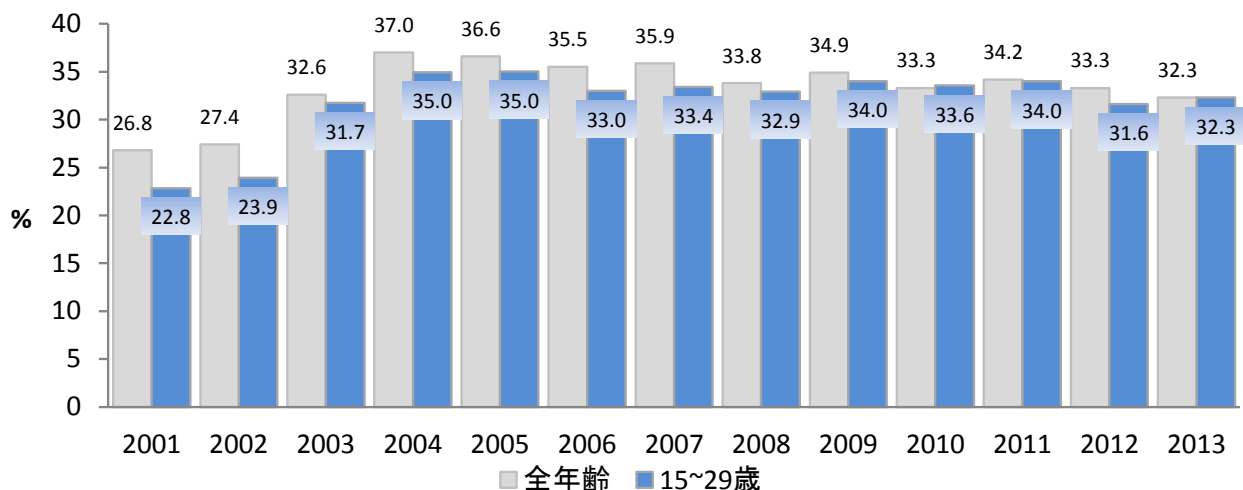
韓国の失業率が低い3番目の理由としては非正規労働者の割合が高いことが挙げられる。非正規労働者の現状については次の節でより詳細に説明したい。

2 | 雇用者3人に1人は非正規労働者

就職を希望する若者は就職がなかなか決まらな焦ってしまい、希望や専攻とは全く関係がない職に就くあるいは非正規職として労働市場に参加するケースも少なくない。2013年における15～29歳の年齢階層の賃金労働者に占める非正規職割合は32.3%（全年齢階層32.3%）で、調査を始めた2001年の22.8%（全年齢階層26.8%）と比べて、9.5%ポイントも上昇した（図7）。

韓国における非正規労働者の増加は、IMF経済危機に端を発する。韓国政府はIMFから融資を受ける条件（1998年から）として、企業、金融、公共部門、労働市場という4部門における構造改革を受け入れざるをえなかった。特に労働市場においては整理解雇制の導入や勤労者派遣法の制定などの労働市場の柔軟化政策の導入が求められた。このような構造改革は、労働界の強い反対にぶつかったものの、韓国における非正規労働者を増加させるきっかけになったといえる。

図 7 雇用者に占める非正規労働者の割合の推移



出所：統計庁「経済活動人口調査—勤労形態別付加調査結果」各年度より筆者作成

非正規労働者の増加が急速にすすむなかで、韓国政府は、2007年7月1日より非正規職保護法を施行することで非正規職の正規職化をすすめ、非正規労働者の増加による労働市場の二極化や雇用の不安定性を緩和しようとして試みた。非正規職保護法は、「期間制及び短時間勤労者保護等に関する法律」、「派遣労働者の保護等に関する法律」、そして「労働委員会法」を通称する法案であり、①非正規労働者に対する「合理的理由」のない差別処遇を原則的に禁止する、②事業主が期間の定めのある労働者を2年以上雇った場合、「期間の定めのない労働契約」（正規労働）を結んだとみなす、③派遣労働者を2年を超過して雇用したり、派遣禁止業務に派遣労働者を使用していた場合、使用者にこれらの者を雇用することを義務付ける、などが規定されている。「合理的な理由」なしに差別を受けた非正規労働者は労働委員会にその是正を求めることができ、同委員会が差別と認定した場合、事業主には是正命令が下される。命令に従わない事業主には最高1億ウォンの罰金が科される。

非正規職保護法は、施行初期には従業員数300人以上の事業所や公共機関のみに適用されていたが、その後は適用範囲が段階的に拡大され、2008年7月1日からは100人以上300人未満の企業が、2009年7月1日からは従業員数5人以上の企業が適用対象に入るようになった。

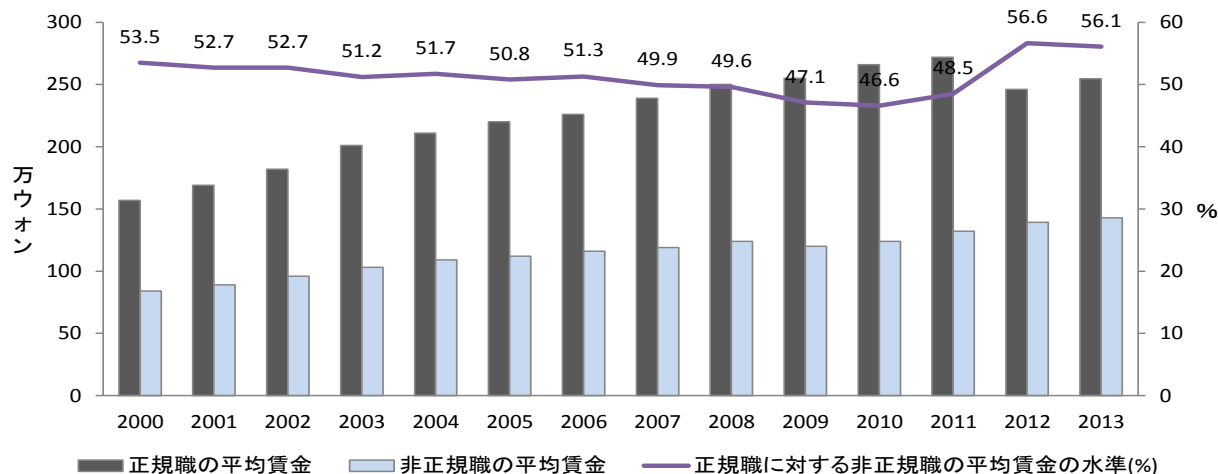
では、非正規職保護法の施行以降、非正規労働者に対する差別はどのぐらい解消されているのだろうか。まず、非正規労働者の割合を見てみよう。非正規職保護法を施行する前には増加傾向が強かった非正規労働者の割合は、法律が施行されてからは減少し始め、2007年に35.9%であった非正規労働者の割合は2013年には32.3%まで減少した。確かに数値的には非正規労働者の割合は減っている。

では、賃金水準はどうだろうか。2000年に正規労働者の53.5%水準であった非正規労働者の賃金水準は、2010年には46.6%水準まで低下し、雇用形態による賃金格差が大きくなった。その理由は正規労働者の賃金増加率が非正規労働者のそれを上回っていたからである。2012年以降は正規職労働者の平均賃金が以前より減少したことにより、雇用形態による賃金格差が少し改善されている（図8）。

次に社会保険の適用率を見てみよう。2007年3月に39.3%であった国民年金の適用率は2013年8月には39.2%に低下しており、雇用形態における差別が改善されていない。一方、同期間における健

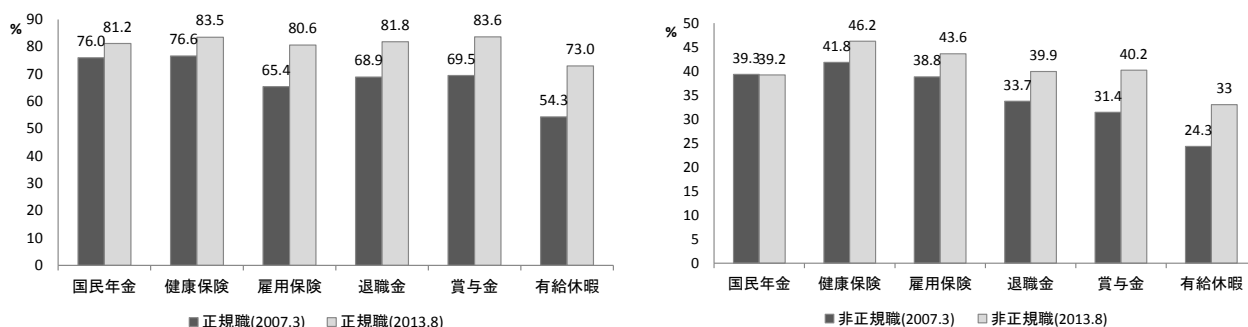
康保険と雇用保険の適用率はそれぞれ 41.8%と 38.8%から 46.2%と 43.6%に少し上昇している。法定外福利厚生制度の適用率も、退職金が 33.7%から 39.9%に、賞与金が 31.4%から 40.2%に、有給休暇が 27.3%から 33.0%に上昇した結果となった(図 9)。

図 8 正規職と非正規職の平均賃金の推移



出所：統計庁「経済活動人口調査一勤労形態別付加調査結果」各年度より筆者作成

図 9 雇用形態別社会保険及び法定外福利厚生制度の適用率の変化



出所：統計庁「経済活動人口調査一勤労形態別付加調査結果」各年度より筆者作成

このように統計上では非正規職保護法がある程度成果を挙げているように見えるが、実際はこの成果に対する疑問の声は多い。非正規職保護法では事業主が労働者を2年以上雇った場合、「期間の定めのない労働契約」を結んだとみなしているが、実際は2年になる前に労働者をリストラするケースも頻繁に発生している。また、「期間の定めのない労働契約」という雇用形態の性格も問題点として指摘された。この雇用形態は企業が2年以上雇用した労働者は無期限雇うことになっているが、賃金や福利厚生に関連しては正規職と同一の処遇を受けるべきだという内容が明示されていない。その結果、期間の定めのない労働契約を結んでも、処遇が改善されておらず、正規職との格差が発生するという問題点が絶えずに指摘されてきた。それで、韓国政府は2011年に差別是正の強化や労働条件の保護等を骨子とした「非正規職総合対策」を発表し、2013年2月には「非正規労働者に対する合理的理由のない差別処遇を原則的に禁止する」という明確ではない内容を「賞与金、成果給などの差別を禁止す

る」内容に改正するなどの一部改正案を国会に提出・成立することになった。

他方、2011年11月、ソウル市長に当選した朴元淳氏は、ソウル市と傘下機関の非正規職約2800人を段階的に正規職化することを約束し、2012年3月には「ソウル市公的部門非正規職雇用改善対策」を発表した。ソウル市は第1次計画により非正規職1369人を正規職に切り替えており、今後も継続的に非正規職の正規職化を推進する方針である。

3 | 増加するニート

若者のニート化も進んでいる。ニートとはすでに知られている通り、Not in Education, Employment or Training の略であり、職に就いておらず、学生でもなく、求職のための訓練活動もしていない未婚者のことであり、日本では15～34歳をその対象にしている。

統計庁の「経済活動人口調査」を用いてニートの数を推計しているナムジェゼリヤン（2011）によると、韓国におけるニートの数は2003年の114.8万人から2010年には134.4万人まで増加している。また、同期間のニートの割合（15～34歳人口）も7.8%から9.9%まで増加した。さらに、ナムジェゼリヤン（2011）は、ニートを求職活動の有無により区分しており、15～34歳人口に占める求職ニートの割合は、2.6%（2010年）で、2003年の2.7%と大きく変わっていないことに比べて、仕事を探していない非求職ニートの割合は2003年の5.1%から2010年には7.3%に大きく増加している（表1）。

若者人口が減少する中で、求職活動すらしていない若者が増加することは、今後韓国の労働力不足を加速化させる原因になるに違いない。

表 1 韓国におけるニートの推移

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
15-34歳人口	14,759 (100)	14,504 (100)	14,162 (100)	13,937 (100)	13,787 (100)	13,696 (100)	13,618 (100)	13,545 (100)
ニート	1,148 (7.8)	1,214 (8.4)	1,270 (9.0)	1,267 (9.1)	1,233 (8.9)	1,249 (9.1)	1,326 (9.7)	1,344 (9.9)
求職ニート	397 (2.7)	407 (2.8)	397 (2.8)	386 (2.8)	343 (2.5)	331 (2.4)	353 (2.6)	349 (2.6)
非求職ニート	751 (5.1)	806 (5.6)	873 (6.2)	881 (6.3)	891 (6.5)	918 (6.7)	973 (7.1)	996 (7.3)

出所：ナムジェゼリヤン（2011）「最近青年ニート（NEET）の現状と推移」『月刊労働レビュー』2011年3月号

4——韓国政府の若者雇用対策

前章でも言及したように、韓国における若者は正規職などの安定的な仕事よりは非正規職などの不安定な仕事に従事している傾向が強い。特に、以前より若者の失業率が上昇している原因としては「雇用なき成長」、「大卒者増加による労働市場のミスマッチ」、「企業環境変化による企業の新規採用減少」などが挙げられる。従って、韓国政府はこのような問題点を改善し、雇用や安定的な仕事を提供するために以下のような政策を実施しようと計画している。次は最近韓国政府が実施した若者雇用対策の主な内容である。

1 | 青年雇用促進特別法(旧青年失業解消特別法)

2000年代に入り、若者の失業が増加し始めたのに対して、韓国政府は若者雇用対策を本格的に実施してきており、その中心的な役割をしたのが2004年から施行されている「青年雇用促進特別法」¹⁰である。

施行初期における同法は青年年齢を15歳から29歳以下に定義し、青年の就職難を解決するために公的機関や地方の公的企業は定員の3%以上、青年未就業者を雇用するように勧告した。しかしながら、兵役の義務や留学などにより、大卒新入社員の平均年齢が高くなると、青年年齢の定義を修正すべきだという議論が多くなり、2013年の法律改正では、2014年1月から青年年齢の上限を34歳に引き上げることを決めた。また、同改正では今まで努力義務であった青年雇用を、2014年から義務事項に変更し、青年雇用の義務を遵守しない企業に対しては企業名を公表するペナルティを課すことを決めている。本法律は2014年1月から2016年12月31日まで時限的に実施される。

2 | 青年ネイル¹¹づくり

2010年10月李明博政権は、2012年までの2年間に70,000人以上の青年雇用を生み出すという内容を骨子とする「青年ネイルづくり」プロジェクトを発表し、青年雇用問題を解決する政策方向として①雇用親和的経済成長による民間部門の雇用創出、②青年自らの職業競争力が向上出来るように国が支援、③民・官共同による青年の持続可能な仕事の拡充という3つの政策方向を示した。プロジェクトの主な内容は表2の通りである。

表2 青年ネイルづくり一次計画

対策	主な内容	時期
若者の創造的挑戦を支援	. 若者社会的企業家育成：4,000人、社会的企業育成のためのファンド助成：100億ウォン	11~12年
	. 創造キャンパス ¹¹ 10か所、創造村 ¹² 支援	
	. 新成長動力分野における創業企業の採用を支援：3,600人	
	. 雇用創出に対する金融支援を拡大(特例保証：信用保証基金：4.5兆ウォン、技術保証基金：1兆ウォン、雇用創出ファンド：1200億ウォン、映画製作ファンド：400億ウォン)	11年まで
公的機関の若者雇用拡大	. 新規採用実績を経営評価に反映	11年
	. 63,000人増員(研究開発分野、国立大学の病院等)	11~12年
公務員増員	. 消防分野：450人、治安分野：700人、商標出願審査：200人	11年
災害防止、生活密着型の公的雇用拡大、生活密着型の公的雇用を拡大	. 災害防止、疾病モニタリング：1,000人	11年
	. 地域社会サービス等生活密着型雇用：4,800人	11年
インターンを通じて安定的な仕事に就職	. 中小企業、中堅企業、創業・創作インターン経験後の就業：37,100人	11~12年
	. 行政インターンを廃止→公務員の新規採用を拡大	
海外就業活性化	. インターン経験後の就業：1,150人、対外支援事業等連携就業：130人	11年
大企業と中小企業の同伴成長：雇用協力	. 共同採用博覧会、技術研究開発及び研修、訓練支援等	10年末から
世代間の雇用機会の配分	. 在職者の実労働時間短縮、職業能力開発、柔軟な働き方の拡大	10年末から
	. 若者の雇用拡大	

¹⁰ 制度導入時には「青年失業解消特別法」であったが、2008年末の改正により2009年10月から「青年雇用促進特別法」に名称が変更された。

¹¹ ネイル：私の仕事、明日という意味の掛詞。

大学の就業支援能力を強化	.産業界の観点から大学を評価、大学の就業率評価を強化 .大学卒業(予定)者就業アカデミー(50か所, 1万人)	11年から
特定分野の専門人材育成を目指す「特性化高校」の就業促進	.就業先導学校を支援、特別交付金を差等支援 .就業イルグムプログラム、就業インターンを許容 .高卒就業者の入営延期を拡大、産業機能要員制の延長(2016年)を検討 .勤労経験評価認証制	11年から
危機青少年 ^{注3)} の再挑戦を支援	.就業士官学校のモデル運営、自立手当(30万ウォン)を支援	11年から

注1)創造キャンパス：雇用労働部が推進するプロジェクトで、若者の挑戦的で創意的な活動により職業能力を向上させ、社会的に新しい雇用が創出できるようにインフラと運営プログラムを支援。

注2)創造村：地域活性化のための事業、地域の住居環境改善や文化普及など地域の地域活性化事業を支援。

注3)危機青少年：家出や校内・家庭内暴力、学業中断、自殺、性暴力、インターネット中毒などの危険にさらされ、適切な保護措置がなければ正常な成長が難しい青少年。

3 | 青年ネイルづくり2次計画

翌年の2011年5月に発表された「青年ネイルづくり2次計画」では、労働市場に参加している青年に教育・訓練による自己啓発や再跳躍の機会が提供されることに重点を置いている。そのために、企業の社内大学を拡大し、モデル団地(4つの地域)にQWL(Quality of Working Life)バレーを構築するなど産学連携を重視するとともに、課程履修型国家技術資格制度を導入し、仕事と職業教育・訓練を有機的に連携しようとしている。

①職場を学びの場所にする

● 企業の社内大学を拡大：

→社内大学を通じて多様な形態の教育訓練機会を提供、自社職員のみならず、関連中小企業の職員の入学も許容(2011年現在企業が運営している学位課程の大学は4か所:サムスン電子工科大学、サムスン重工業工科大学、SPC食品科学大学、ジョンソク大学(大韓航空))。

→社内大学、企業教育・訓練期間を通じて中小企業の職員等に教育訓練を提供する場合、訓練インフラ(講師費、施設費など)の支援を拡大。

● 企業と大学連携の「契約学科」拡大

→中小企業の労働者が契約学科を通じて新成長動力分野等における職務能力向上教育を受けた場合は費用を支援。中小企業の労働者を対象にする週末・夜間学士学位課程の「中小企業型契約学科」を開設。

● QWLバレーを拡大：4つの地域にQWL(Quality of Working Life)バレーを構築。QWLは、労働生活の質が保障される産業団地を意味し、生産を中心とする産業団地に大学キャンパス、文化・便宜施設を拡充し、複合空間に切り替える計画が含まれている。

● 産業現場の仕事に合わせて職業教育・訓練課程を改編

→必要な能力を標準化・拡大(毎年30~50項目)。

→仕事と職業訓練・教育の緊密な連携のために国家職務能力標準を開発

● 改編された教育・訓練課程履修者に国家技術資格を付与(表3)

→国の職務能力標準等基準を満たす職業教育・訓練課程を履修した人に無試験で国家技術資格を付与。

→教育・訓練課程の評価・事後点検等を通じて教育・訓練課程の質を確保。

表 3 試験型資格と課程履修型資格の比較

区分	試験型資格(既存)	課程履修型資格
評価期間	1回	課程を履修している間に継続して評価
評価方法	別途試験	教育・訓練課程中に評価 (pass/fail システム 等)
評価方法の特徴	画一的評価により大規模の人員に対する評価が容易	教育・訓練生に対する多角的な評価が可能

出所：雇用労働部（2012）「青年ネイルづくり 2次計画」より筆者作成

②青年雇用のミスマッチを減らす

● 青年専用ワークネットをアップグレード

→2010年に構築した優秀中小企業データベースに企業ビジョン、財政状況、福利厚生など実際に就職を決定するのにおいて重要な情報を追加

→スマートフォン、タブレット PC などから求職や求人関連の情報が利用しやすくする。

→政府の各部署、自治体、公的機関、民間の職業紹介所などが提供する情報を統合し提供（ワークネット <http://www.work.go.kr/>）

● 仕事、訓練、資格に関する情報をまとめて提供

→仕事（Work-net）、訓練（HRD-net）、資格（Q-net）のネットワークを連携し、最新の情報が一目で確認できるように改善。例えば、ワークネット（Work-net）の検索欄に「調理師」と入力すると、調理師に関する求職・求人情報、関連訓練、関連資格に関する情報を同時に提供。

● 若者の中小企業への就職支援

→青年インターン制度：若者が忌避する職種、特に製造業の生産職に青年インターン制度を利用して働く場合、就職支援金を支給。

→生活保護受給世帯の若者の、卒業後の就職活動を支援するために職業能力開発訓練制度への参加を許容。

→高卒以下未就業者のインターン規模を拡大。

③地方大学出身若者の社会進出機会を拡大する

● 2010年の大学卒業生は47万人、この内地方大学出身は28.4万人（60.4%）

大卒者の就業率は首都圏大学が53.3%、地方大学が53.5%でほぼ同一。

但し、首都圏に位置する大手企業の就職者割合は首都圏大学が55.8%であり、地方大学の37.0%を大きく上回っているのが現実。

● 当初2011年まで実施予定であった「地方人材採用目標制」を2016年まで延長。

「地方人材採用目標制」：地方公務員の合格者のうち地方大学出身者が20%に至らない場合には合格線を下げて追加で地方大学出身者を合格させる制度。

● 広域市道別に4年制大学出身の地域人材を対象にする「地域人材推薦採用制（7級）」規模を段階

的に拡大。

- 公的機関の地方移転（革新都市）により地方大学出身者の就職企業拡大
- 既存の「書類選考→筆記試験→面接」という学歴中心の採用文化を「インターン→採用」という職務遂行能力中心に変えることを勧告。

④若者のベンチャー創業とベンチャー共同採用を拡大する

- 全国的に若者が創業できる雰囲気を助成
→創業大会を開催、テレビ中継、入賞者には賞金（最大5千万ウォン）、資金等を支援
- 大学の休みの期間中、海外創業のための教育プログラムを実施
- 大学内の創業を支援する「創造キャンパス」を拡大・実施（2011年11大学→2012年20大学）
- スマート創造企業活性化及びベンチャー企業の共同採用支援
→スマート創造企業養成のための教育課程拡大・強化
→スマートアプリケーション創作所（25か所）の教育分野と対象を拡大、2010年1600人→2012年4,200人
→スマートアプリケーション創作所の履修者のうち、成績優秀者は民間企業が運営する上位レベルの教育課程が履修できる特権を付与。

4 | ヨルリン¹²雇用社会実現計画

2011年9月に発表された「ヨルリン雇用社会実現方案」は、学歴インフレやそれによる若者の需給のミスマッチ等を解消するために作られた高卒の若者を対象にする就業支援プログラムである。そのためにまず実施されたのがマイスター高校の設立である。マイスター高校とは、産業界のニーズに合わせた専門的な教育を実施する高校であり、2010年以降全国に42校のマイスター高校が開校している。マイスター高校に通う学生は、授業料、入学金が免除され、学生寮も提供される。また、就職が確定された者は最大4年間、入営を延期することができ、軍服務時には特殊技能兵¹³として服務することもできる。初めて卒業生を輩出した2013年の就業率は90.3%で、同時期の4年制大学の就業率55.6%を大きく上回っている。

また、高卒の若者の活躍を支援するために実施したのが「地域人材の9級公務員への推薦採用制度」である。この制度は、9級公務員の試験科目を高校の授業科目である社会、科学、数学を追加することにより、高卒公務員を目指す若者の就職活動を支援する制度である。

さらに、高卒の若者が持続的な能力開発により専門人材として成長できるように、産業分野別に必要な職務能力と訓練課程を連携する「段階的経歴開発モデル」を提示し、専門技術者や技能者が優遇される社会的環境を作るために力を入れている。

雇用労働部は、「ヨルリン雇用社会実現方案」が持続的に推進されることにより、公的部門と大手企業・金融圏を中心に高卒者の採用が増加していると説明している。実際に公的部門の高卒者の採用は

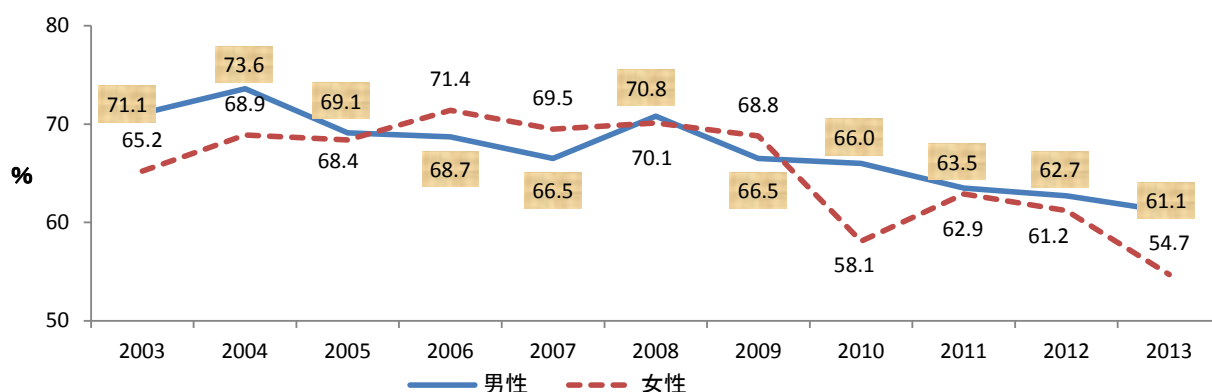
¹² 「開かれた」という意味

¹³ 軍隊の兵士の中で「通常の兵士」とは異なる何らかの特殊な技術や資格を習得している軍人

2009年の304人から2013年には2,111人まで増加した¹⁴。また、大手企業や金融圏を中心に高卒採用が広がっている動きを見せているが、まだすべての民間企業に高卒採用が広がっているとは言えない状況である。実際に、韓国職業能力開発院（2014）の最近の調査結果によると、20～24歳の純粋高卒者の雇用率は2003年の男性71.7%、女性65.2%から2013年にはそれぞれ61.1%や54.7%までむしろ低下している（図10）。ここで、純粋高卒者とは、大学への在学、休学、中退の経験がない、最終学歴が高卒である者である。

最近では政府の税制支援制度もあり、マイスター高校など産学連携で専門的な技術者を養成している高校の卒業予定者の雇用率は以前より高くなっているが、一般高の卒業生や就職浪人など専門的な技術を持っていないあるいは就職の機会を一度逃してしまった若者の雇用率は以前より低下している可能性が高い。それが純粋高卒者の雇用率を下げている主な原因ではないかと考えられる。

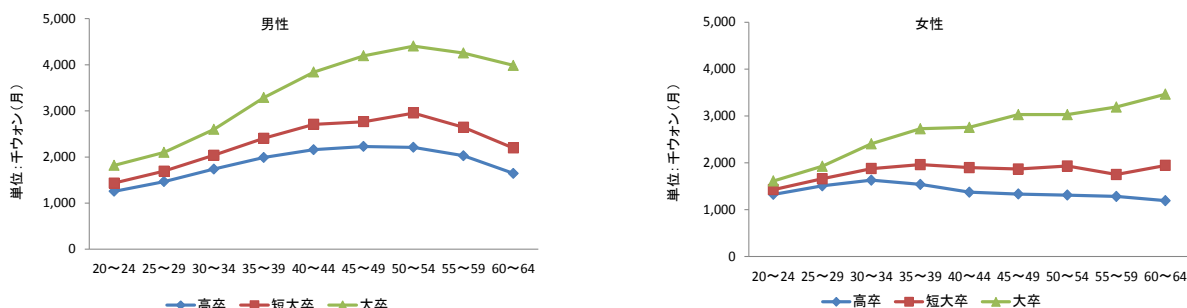
図10 20～24歳の純粋高卒者の雇用率の推移



出所：韓国職業能力開発院（2014）「なぜ若年層の雇用率は低下したのか」KRIVET Issue Brief 47号

マイスター高校など専門高校出身の就職率が高くなることにより、高卒者の「雇用の量」は以前より改善された可能性はあるが、「雇用の質」はまだ十分に改善されているとは言えない。図11は、男女別の学歴・年齢階層別賃金プロフィール（月額）を示しており、男性も女性も大卒者に比べて高卒者の賃金水準が低く、賃金の増加率も低いことが分かる。

図11 学歴・年齢階層別賃金プロフィール（月額）



出所：雇用労働部『賃金構造基本統計調査』より筆者作成

¹⁴ 企画財政部（2014）「2013年度公的機関経営情報公示」

5 | 4・15 青年雇用政策

朴 槿恵政権は若者の若年層の早期就業と長期勤続を誘導する目的で2014年4月15日に「学校から職場まで：仕事段階別青年雇用政策」を発表した。雇用労働部は、若年層の就業関連統計、実態調査、現場訪問などに基づき「教育・訓練」、「求職・就業」、「勤続・転職」など仕事段階別に脆弱な部分を見つけ、関連対策を実施する予定であり、その主な対策は表4の通りである。

表4 4・15 青年雇用政策の推進課題

	現状		改善方向
教育・訓練	専攻教育と業務間の乖離	⇒	企業の希望を反映した教育を実施
	企業業務と乖離している実習		企業での実習を拡大
	教育と就業間の連携不足		仕事・学習の両立を活性化
	柔軟な職業教育が必要		スイス式の職業教育のモデル事業を実施
	零細の訓練機関が乱立		訓練機関の評価を強化
求職・就業	就業情報の不足		ジョブセミナー等を開催
	競争力のある中小企業に対する理解や情報不足		リアリティのある情報提供
	若年層の就業機会不足		スペックを反映しない採用を拡大
	低所得層の就業機会不足		低所得支援を拡大
	高卒後、就職を選択した若者が就職後に進学する経路が不足		就職後に進学する経路を多様化
	希望する仕事と実際の仕事の間の乖離		良質の雇用創出(5大有望サービス)
	企業の雇用創出能力が限界		若年層雇用の優秀企業を優遇
	若年層の創業・海外進出が不振		若年層の創業意識を高めるとともに海外進出を活性化
勤続・転職	青年インターンの実効性が不完全		長期勤続者の就業支援金拡大
	中小企業に勤務するメリットがない		中小企業の長期勤続者・資産・所得支援
	中小企業の勤務条件が悪化	中小企業の勤務環境を改善	
	軍入隊による経歴断絶	入隊前の職務熟練度が維持できるように支援	
	軍入隊前の職場へ復帰を希望	雇用維持インセンティブを実施	
	出産・育児経歴断絶	再雇用インセンティブを実施	

5—今後の課題

本文でも説明した通りに、韓国における若者の雇用状況はかなり深刻な水準である。韓国の若者の雇用状況がなかなか改善されない理由としては、2008年以降のグローバル景気沈滞の影響による企業の新規採用減少、事業所の海外移転、大卒者の増加による需要と供給のミスマッチ、中高齢就業者の増加等が考えられる。

この中でも特に、大卒者の増加による需要と供給のミスマッチをより迅速に解決する必要がある。大企業の新規採用枠は制限されているのに、大卒者の大多数が就職先として大企業のみを目指しているはこの問題は解決できない。サムスングループの2013年下半期募集(大卒新入社員5500人を採用)に、10万人以上の若者が応募したことは韓国の若者の大手企業志向を説明してくれるいい例だと言えるだろう。

一方、中小企業は必要な人材を確保できず、人材不足に悩んでいる。若者が中小企業を敬遠する最も理由は、賃金や処遇水準において大手企業と大きな差があるからであり、このようなミスマッチを解決するためには中小企業の賃金水準や労働環境を改善することが何より重要である。また、技術力

や競争力のある中小企業を積極的に育成し、高学歴の若者が選択できる選択肢を増やすべきである。さらに、学校から職場により円滑に移動できるように、教育や訓練に対する投資を拡大することや若者の創業支援を通じて新しい雇用を創出することが大事であるだろう。韓国社会に広がっている若者の「悲鳴」が「歓喜」に変わる日がより早く来ることを願うところである。

参考文献

日本語

- 大沢 真知子・金 明中 (2010)「経済のグローバル化にともなう労働力の非正規化の要因と政府の対応の日韓比較」『日本労働研究雑誌』Vol. 52, 特別号
- 金 早雪 (2011)「韓国の青年雇用ミスマッチへの 2 つの対応戦略—技術教育改革と社会貢献・起業支援—」『海外社会保障研究』Autumn 2011 No. 176
- 金 明中 (2012)「[韓国の失業率は本当に低いのか？—非労働力人口の割合などが高いのが原因—](#)」『ニッセイ基礎研 REPORT』 2012年2月号
- 金 明中 (2012)「[大学進学率は高ければ良い訳ではない—日韓の進学率や就業率の比較を通じて](#)」研究員の眼、2012年8月13日
- 金 明中 (2012)「[学パラッチが新しい職業として脚光？—高い教育熱や私教育費の増加がもたらした現象](#)」研究員の眼、2012年9月26日
- 金 明中 (2012)「[ハネムーンブア、エデュブア、そしてハウspbア、その次は？— 終わらない貧困の連鎖 —](#)」研究員の眼、2012年10月31日
- 金 明中 (2012)「韓国：歪んだ教育ブーム 中流階層は崩壊の危機」『週刊エコノミスト』2012年10月30日 78-79P
- 金 明中 (2014)「[労働時間の減少が就業率に与える影響について—韓国政府が時間選択制を拡大・実施、今後の課題は？—](#)」基礎研レター、2014年1月20日
- 金 明中 (2014)「[韓国における少子化の原因とその対策 —「低出産・高齢化社会基本計画」の成果と今後のあり方—](#)」基礎研レポート、2014年3月12日

英語

- OECD (2013) *Education at a glance*
- OECD (2012) *OECD Factbook 2013: Economic, Environmental and Social Statistics*
- OECD (2013) *OECD Employment Outlook*

韓国語

- アンジュヨップ(2011)「世帯間の雇用代替可能性研究」韓国労働研究院.
- 韓国教育開発院「教育統計分析資料集」
- 韓国職業能力開発院 (2014)「なぜ若年層の雇用率は低下したのか」KRIVET Issue Brief 47号
- キムドンホン(2010)「韓国の失業給付の寛大性」『労働政策研究』10(1), 69-87.
- 企画財政部 (2014)「2013年度公的機関経営情報公示」

- 雇用労働部『賃金構造基本統計調査』各年度
- 雇用労働部（2012）「2011～2020 中長期人材需給見通しと政策課題」
- 雇用労働部（2012）「青年ネイルづくり 2次計画」
- 現代経済研究院(2012)「持続可能成長のための経済週評：Weekly Economic Review」通巻第 502 号
- 統計庁（2014）「2013 年 12 月及び年間雇用動向」
- 統計庁「経済活動人口調査」
- 統計庁「経済活動人口調査—勤労形態別付加調査結果」各年度
- ナムジェリヤン（2011）「最近青年ニート（NEET）の現状と推移」『月刊労働レビュー』2011 年 3 月号